

宮城縣知事の謝状

本社より發送したる第四回海嘯罹災者救恤義捐金に對する宮城縣知事の領收書は已に去る二十三日の紙上に報告せしが尙ほ又同知事より一昨夜左の謝状到達せり

拜啓陳者縣下海嘯罹災者救恤義捐金に於て義捐金募集相成候趣ヲ以テ金百九十七圓七十錢也御同送相成御厚情不堪鳴謝候右御挨拶迄如此ニ候敬具

明治廿九年十月廿五日 宮城縣知事 勝間田 稔

時事新報社 御中

追テ義捐金配付及遺拂等ハ他日詳細ナル報告書差進候條御承知被下度候也

社説

新内閣は實際責任内閣なる可し

新内閣は責任内閣なる可し否然らずとて政客の間に議論喧しきが如し過日發表したる施政方針を見るに此點に於ては文字頗る曖昧にして唯政府は議會の協賛を完うせんことを務め至極に對して大政の責任に任ずと云ふのみなれば讀者の所見如何に依て或は責任内閣の意味に解するを得べしと雖も十人が九人までは其反對に解釋するを得べしと雖も樺山内務大臣の演説にも内閣は輿論を重すと雖も必ずしも議會の向背に依て進退を決するものに非ずと云ひたる由前後の事情より推察して伯の口より斯る言の發せられしを疑はざればも然れども眞實、内閣は議會の向背に依て進退せずと覺悟したるに非ず其心底を叩けば責任内閣を期するものにして若し、試に議會が反對して政府の計畫を實行するを得ず一たび解散を行ふも何は同様にして輔弼の責を盡す能はずんば如何す可きやと問はば其衷心に於ては必ず、深く責を引て辭職せんのみと云はん然るに施政の方針に之を明言せず内務大臣の口より前記の如き言を發したるは何故なるやと云ふに政治は活機なり如何なる變態を呈するも或るやも計り難し或は黨派競争の爲めに國家の大綱を餘處に見るもなきを期す可らず立憲政治の常態として國民の信任を失ひたる内閣が責を引て辭職するは勿論にして二度も三度も議會を解散するが如き暴舉は固より敢てする所に非ざればも變に處しては自から變通の處置を要す萬一の場合を想像すれば決して二たび議會を解散せざる可しと雖も約束する能はずとて心に責任内閣を期しなから表面には十分大事を取て右の如く演説したるものならん我輩は唯その用心深きを感ずるのみ特に近來著るしく民衆の勢力増長したるを見れば假令、現内閣が眞實、議會の向背に依て進退せずと決心するも到底實際に行はれざるならん我が政黨は未だ十分に發達せざれば英國に於けるが如く政黨員を以て交々、内閣を組織するも能はざれば其贊助を得るに非ざれば如何なる政治家も事を爲すに足らず超然内閣の主張者も既に公衆の力に依りし今度新内閣を組織するに付ても議會に多數を制するの見込ありや否やは最も大なる箇條なりしが如し又嘗て議會に議員の功勞を賞せしものも今國民と共にするの必要を認めざるに於ては議會の自由も大に擴張す可しと云ふ民衆の滔々たる要求を可らざる、あるを知る可し松方内閣にも英傑なきに非ざる可しと雖も此勢に敢して二度も

○行幸仰出

天皇陛下には愈々今二十九日午前十時三十分御出門同十時五十分新橋別立立車御乗御横濱一行幸日本競馬會場へ御立寄午後五時二十分横濱別立立車にて還幸あらせらるべき旨一昨二十七日仰出されたり府内御道筋左の如し

宮城正門より櫻田門を出で外務省前左へ内幸町通幸橋を出で左へ二葉町右へ新橋停車場

○大阪同盟銀行と日本銀行支店

大阪同盟銀行中八方に融通を求め盡して危急に迫るものあり是等の銀行より賣出す手形は買取るものなきのみならず期限の來りたる手形も支拂ひ兼ねるもの多し結局同盟銀行の手形買入は中止の姿となり危急に迫るものは益々金融の途を失ひ一方には預金の取付け多しして到底營業を維持し得られざる場合に類したれば同盟銀行の委員に向て種々嘆願協議する處あり此に於て委員長第四十二國立銀行頭取田中市長兵衛氏は是等銀行と其他一般の銀行との間に立ちて非常な盡力も協議に協議を盡したる末、川上理事に向て日本銀行支店は委員七行の裏書手形を五百萬圓だけ割引せられざるに至れば此金額は恰も他行の危急を委員七行に於て聯帶責任を以て引受け救済せんとするものなれば委員中にも反對するものあり殊に又委員銀行と雖も信用の程度に於ては各々差違あり斯る次第なるにも拘はらず聯帶責任を以て五百萬圓の手形に裏書するは銀行の業務として爲し得べからざるなりとて甲論乙論し乙論は徹夜したるものと廣々なりしが此方法によるの外、救済の途なきもの考へし或は又他に事情の存せしにや委員長は頻りに此策を實行せんと謀り遂に多數の同意を得て川上理事に向て懇願したる事項を重大なるに拘はらず同盟銀行は聯帶責任を以て委員の懇願を容れ今日の場合若し一步を過なれば恐慌を來たすの恐れあるを以て賣入を以て三百萬圓だけ融通すべきことを承諾せり同盟銀行の救済法は漸く開いて其翌日より新規の手形買入は暫く停止し既に期限の迫りて返済の途なき銀行に對しては前記三百萬圓の内より融通を與へて一方の債務を果たさしむる事となれり前記の相談通り救済に着手せんとするや眞先に身を銀行の危機瀕し出でたり同行は資本金十萬圓の小銀行なればも随分手廣く

營業し各種の預金は總計五十萬圓に達すると同時に一方には同盟銀行集會所に於て百萬圓近くの手形を賣出し手の届く限り借り盡したる折柄過日來手形の賣買ハタと止まり一方には預金の取付け甚だ多く此際同業者の救助を乞はざれば支拂を停止するの外なきを以て同盟銀行委員に右の事情を打明け救済を乞ふに至れり此事に就ても委員は申すに及ばず同盟銀行一同種々協議の末是亦委員七行の裏書を以て日本銀行支店より三十萬圓だけの融通を求め之を以て逸身銀行の危急を救ふことなれり此事の起りし時は川上理事上京中にて日本銀行支店にて市原支店長心得専ら其協議に預り結局三十萬圓融通の旨を承諾するに至れり此事に就ては委員中にも絶えず不同意を唱へたる向きあるよしにて市原氏の處置も亦日本銀行本店に對し斷然責任を負ふて爲したるものと云ふれば同氏は川上理事に引續き或は罷職するに至るべしと云ふ

斯て過日來第一第三の兩銀行支店及び第十三、第四十二、第三百三十、第四百十八、第三百四十七委員銀行の裏書したる手形を以て日本銀行より三十萬圓を借入れ七行よりは行員を逸身銀行に出張せしめ取付人に對して夫々支拂ふこととなりたれば同行は危急を免れ營業を繼續し一方には七行に對して同行の地所家屋其他の財産を擔保に差入れ二三日より登記中なりと云ふ認め又一方の三百萬圓の融通に就ては前記の如く七行の裏書せる手形を割引するものなれば日本銀行に支拂ふ日歩は二錢にして此金額を集會所に持出し融通を與ふる時は少くも三錢五厘以上の日歩を得るを以て其差金即ち利益は集會所に積置かざるなり此委員は此事件の爲めに推察されたるものにあらずして從來の委員に依頼されたる始末なれば非常な迷惑せるものあり第一銀行の如きは三百萬圓に對する委員一行の責任額即ち四十餘圓三百萬圓の七分の一を自行の手許より出金し聯帶の裏書は御免を蒙りたしと申出でたるよし兎に角斯の如くにして同盟銀行の救済は一段落を告げたるが如くなればも根本的改良を爲さずんば何時か又破裂するの怖あるべし現に東京の銀行支店は何れも加盟を脱するの決心なりと云ふ日本銀行も亦集會所の手形買入は廢止を望み居るよしなれば或は遂からず廢滅に歸するものと云ふべしと云ふ

○汽車汽船運賃引上の協議

鐵道に加入せる船主は昨今物價益々騰貴の折折乗客、貨物の運賃を引上げざれば收支相償はざるにより山陽鐵道と協議の未引上げを實行せんと同會社に内談する處ありしが牛場總支配人は之に答へて此事に就ては重役會の決議を経れば何分の確答しがたきも余一個の意見としては從來山陽鐵道會社の運賃は噸數の長短によりて其割合を異にし運賃に運送するものは價廉低値なりしものを此際改正し總て同一の割合とせば其方法も異なるれども同會社主と共に運賃引上げを實行し得らるるの見込みなりと述べ何れ重役會を開きたる後確答すべしとの事なりしが同會社主は其返答を待て直に臨時會を開き議決の事項を決定する筈なるが多數の意向は二割位運賃を引上げんとするに在るよし

○政府紙幣及銀行紙幣流通高 大藏省の調査は係る去月三十日より本月一日へ越す政府紙幣及銀行

紙幣流通高は二三

紙幣流通高は二三にして前月に比し倍銀行紙幣六十一表を掲ぐれば左

種別

政府紙幣(圓以上) 同上

銀行紙幣(圓以上) 同上

銀行紙幣(圓以下) 同上

銀行紙幣(圓以下) 同上

○貨幣流通高

流通高は七千三三三前月に對し三三三前年同月に對し三三三

種別

金 同上

銀 同上

銅 同上

紙幣 同上

○エール大政

ト州エールヘブン正科卒業生は無難

後女

第五十五 清水の冠者高は誰とて口が行衛も白室の生死の程も定まらずに樋口が言葉に隨ひる便宜もなきに隨ひる上へ、うたてや無難なれば、世は、木、葉は止むるめざれば、世は、垂れて政を、後の節を今見る、要身の果、易きに、無念の業は、俗衣の袖にも、兵を起し義旗を、堅くして磨せども、めげず稜々たる、ひそめ心を苦しめ、其心の中の切な、折からに、夜伽の物語、で、一人の宿直が、笑止さよと、笑、呵々と打笑、のなるべき、され